

総括

I 総括

1 沿革

- 昭和 43 年 4 月 1 日 習志野市・八千代市を管轄区域として、習志野保健所が設置された。仮事務所は習志野市市民会館に置いた。
(従前は船橋保健所の管轄区域)
- 昭和 43 年 8 月 8 日 習志野保健所の旧庁舎が完成した。
(鉄筋コンクリート造 2 階建 延面積 841 m²)
- 昭和 43 年 8 月 10 日 庁舎完成の落成式を行う。仮事務所から旧庁舎に移転した。
- 平成 4 年 3 月 31 日 習志野市と現在地(本大久保 5 丁目)の賃貸借契約を締結した。
- 平成 5 年 11 月 4 日 習志野保健所の現庁舎が完成した。
(鉄筋コンクリート造 4 階建 延面積 2,243.9 m²)
- 平成 6 年 1 月 12 日 現庁舎完成の落成式を行う。旧庁舎から現庁舎に移転した。
- 平成 6 年 4 月 30 日 旧保健所庁舎を習志野市へ移管した。
- 平成 9 年 4 月 1 日 [地域保健法]の施行に伴い、業務・組織が変更された。
組織は、これまでの 4 課から 1 課 7 班の体制となる。
(総務課、企画調整班、地域指導班、疾病対策班、精神保健福祉班、検査班、食品衛生班、環境衛生班)
- 平成 12 年 4 月 1 日 業務・組織が変更され、6 課 1 班の体制となる。
(総務課、企画調整班、地域指導課、疾病対策課、精神保健福祉課、検査課、生活衛生課)
- 平成 15 年 4 月 1 日 鎌ヶ谷市が管轄区域に加わる。
- 平成 16 年 4 月 1 日 習志野健康福祉センター(保健所)と改称し、6 課 1 班体制となる。
(総務企画課、地域保健福祉課、精神保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
なお、支庁社会福祉課で行っていた業務の一部が移管された。
- 平成 17 年 4 月 1 日 精神保健福祉課が地域保健福祉課に統合され、5 課 1 班体制となる。
(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、広域検査課、食品広域監視班、監査指導課)
- 平成 20 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、広域検査課が検査課へ、食品広域監視班が食品機動監視班へと名称が変更された。
- 平成 24 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、食品機動監視班が食品機動監視課となり、6 課体制となる。(総務企画課、地域保健福祉課、健康生活支援課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)
- 平成 25 年 4 月 1 日 業務・組織の変更があり、地域保健福祉課を地域保健課と地域福祉課へ健康生活支援課を疾病対策課と生活衛生課へ再編し、8 課体制となる。
(総務企画課、地域保健課、地域福祉課、疾病対策課、生活衛生課、検査課、食品機動監視課、監査指導課)

表1 歴代所長

	氏名	就任月日		氏名	就任月日
初代	沖山 鏑三郎	昭和43年4月1日	14代	安藤 由記男	平成2年4月1日
2代	相沢 多満	昭和48年4月1日	15代	安井 成美	平成3年4月1日
3代	長井 和行(兼)	昭和49年4月1日	16代	内田 佐太臣	平成5年4月1日
4代	内田 早苗(兼)	昭和49年10月1日	17代	溝口 勝	平成8年4月1日
5代	楠本 浩	昭和50年6月1日	18代	大野 由記子	平成12年4月1日
6代	服部 隆男	昭和54年4月20日	19代	山崎 彰美	平成15年4月1日
7代	楠本 浩(兼)	昭和56年6月16日	20代	井上 孝夫	平成17年4月1日
8代	稲田 正實(兼)	昭和58年4月1日	21代	高地 刀志行	平成19年4月1日
9代	丸山 正雄	昭和59年4月1日	22代	藤木 哲郎	平成21年4月1日
10代	稲田 正實(兼)	昭和61年4月1日	23代	井上 孝夫	平成24年4月1日
11代	石毛 義治	昭和62年4月1日	24代	新 玲子	平成26年4月1日
12代	安藤 俊朗(兼)	昭和63年4月1日	25代	江口 弘久	平成27年4月1日
13代	實川 浩	昭和63年7月1日			

2 概 要

当保健所の管轄区域は、千葉県の北西部に位置する習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の3市である。

(健康福祉センターとしての監査、福祉関係業務には、上記3市の他に、千葉市、船橋市、市川市、及び浦安市を管轄とするものがある。)

習志野市、八千代市の面積は72平方キロメートルで、地勢は臨海部と内陸部に大別され、東京湾を臨む臨海部は、埋立事業(京葉港埋立)により造成された土地とこれに接する旧海岸部分の平坦地とからなる。

鎌ヶ谷市は、面積21平方キロメートルで、都心から25キロメートル圏内にあり首都近郊の住宅都市として発展してきている。土地利用は大きく分けると、丘陵部北部は山林、田畑の農林地区で、それより臨海部に至る部分は、工業、商業、住宅地区として都市的土地利用となっている。

管内は都心から25～35キロメートルの圏内で、JR、京成電鉄等の交通機関で都心と結ばれており、その地理的条件から、戦後の我が国経済の高度成長に伴う産業構造の変化と人口の都市集中化の影響を受け、首都東京のベッドタウンとして臨海部と内陸部に大規模な住宅開発が行われた。また、工業団地も内陸部に造成される等、人口が急激に増加した地域である。平成8年4月東葉高速鉄道(西船橋～勝田台間)の開通に伴い、沿線の住宅造成が行われるなど増加傾向にあったが、平成23年度以降は、震災・放射線問題等により、横ばいである。

このような状況の中で、住民の保健・医療・福祉に対する要請も多様化・高度化しており、県民のニーズに対応する行政を推進するとともに、住民サービスの向上に努めている。

3 管内の状況

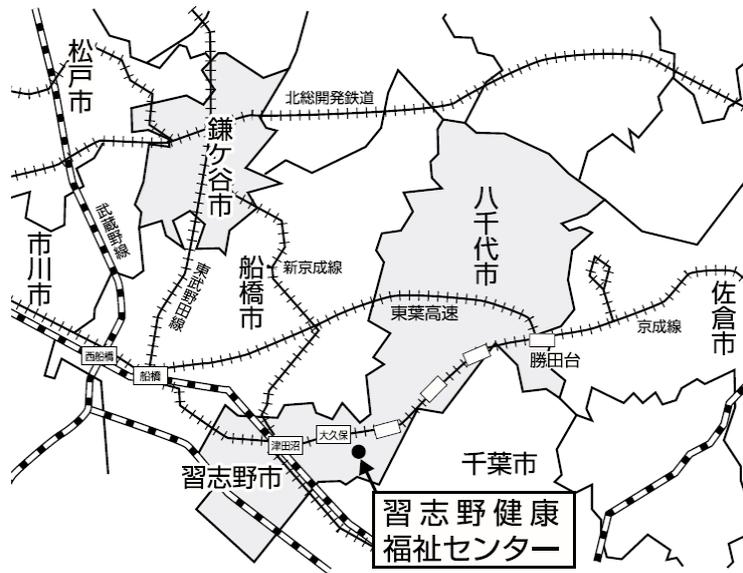
(1) 管内の人口及び世帯等の概況

表3-(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m ²)	面 積 (k m ²)
管 内	194,546	470,231	5,032.4	93.44
習志野市	72,213	168,033	8,013.0	20.97
八千代市	78,206	193,219	3,759.9	51.39
鎌ヶ谷市	44,127	108,979	5,169.8	21.08
県 総 数	2,607,079	6,224,027	1,206.8	5,157.65

出典：(人口)平成27年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査
(面積)国土地理院 平成27年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表 3 - (2) のとおりで、平成 27 年の年齢三分区によると 0 歳～14 歳までの年少人口の割合は 13.7%、15～64 歳までの生産年齢人口は 62.7%、65 歳以上の老年人口 23.6%で、県平均に比較し年少人口割合は高く、老年人口の割合は低くなっている。管内の平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階級別人口構成は、表 3 - (2)、図 3 - (2) のとおりである。

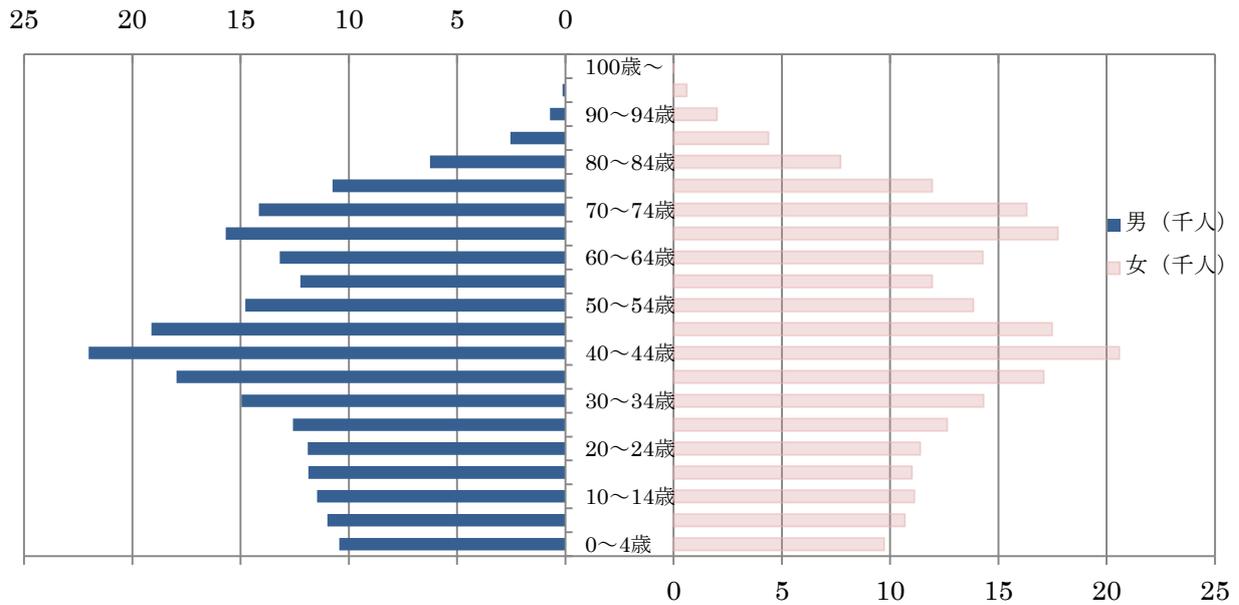
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳 ～14歳	%	15歳 ～64歳	%	65歳～	%		%
管内	12	425,982	61,173	(14.4)	314,970	(73.9)	49,839	(11.7)	-	-
	17	446,238	64,875	(14.5)	312,361	(70.0)	69,002	(15.5)	-	-
	22	463,733	66,917	(14.4)	305,648	(65.9)	91,168	(19.7)	-	-
	25	466,301	65,484	(14.0)	298,455	(64.0)	102,362	(22.0)	-	-
	26	468,586	65,017	(13.9)	296,640	(63.3)	106,929	(22.8)	-	-
	27	470,646	64,404	(13.7)	295,198	(62.7)	111,044	(23.6)	-	-
習志野市	12	152,545	21,575	(14.1)	112,787	(73.9)	18,183	(11.9)	-	-
	17	158,814	22,458	(14.1)	112,021	(70.5)	24,335	(15.73)	-	-
	22	162,626	22,954	(14.1)	108,797	(66.9)	30,875	(19.0)	-	-
	25	163,782	22,633	(13.8)	106,954	(65.3)	34,195	(20.9)	-	-
	26	165,536	22,709	(13.7)	107,101	(64.7)	35,726	(21.6)	-	-
	27	166,607	22,505	(13.5)	107,028	(64.2)	37,074	(22.3)	-	-
八千代市	12	170,447	25,094	(14.7)	125,358	(73.5)	19,995	(11.7)	-	-
	17	182,915	28,024	(15.3)	126,643	(69.2)	28,248	(15.4)	-	-
	22	192,570	29,442	(15.3)	125,476	(65.2)	37,652	(19.6)	-	-
	25	192,951	28,422	(14.7)	122,318	(63.4)	42,211	(21.9)	-	-
	26	193,332	27,977	(14.5)	121,217	(62.7)	44,138	(22.8)	-	-
	27	194,438	27,743	(14.3)	120,882	(62.2)	45,813	(23.6)	-	-
鎌ヶ谷市	12	102,990	14,504	(14.1)	76,825	(74.6)	11,661	(11.3)	-	-
	17	104,509	14,393	(13.8)	73,697	(70.5)	16,419	(15.7)	-	-
	22	108,537	14,521	(13.4)	71,375	(65.8)	22,641	(20.9)	-	-
	25	109,568	14,429	(13.2)	69,183	(63.1)	25,956	(23.7)	-	-
	26	109,718	14,331	(13.1)	68,322	(62.3)	27,065	(24.7)	-	-
	27	109,601	14,156	(12.9)	67,288	(61.4)	28,157	(25.7)	-	-
県総数	12	5,966,775	855,541	(14.3)	4,302,215	(72.1)	809,019	(13.6)	-	-
	17	6,113,661	834,271	(13.6)	4,257,548	(69.6)	1,021,842	(16.7)	-	-
	22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	-	-
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	-	-
	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	-	-
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	-	-

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3-(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図 (平成27年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (平成27年4月1日現在)

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	管内														市町村							
		0~	5~	10~	15~	20~	25~	30~	35~	40~	45~	50~	55~	60~	65~	70~	75~	80~	85~	90~	95~	100~	
管内総数	470,646	20,160	21,663	22,581	22,877	23,289	25,218	29,273	35,050	42,595	36,608	28,621	24,184	27,483	33,446	30,463	22,684	13,960	6,923	2,705	740	123	
男	233,762	10,438	10,993	11,462	11,867	11,897	12,583	14,956	17,962	22,014	19,126	14,781	12,239	13,198	15,694	14,154	10,751	6,251	2,545	705	131	15	
女	236,884	9,722	10,670	11,119	11,010	11,392	12,635	14,317	17,088	20,581	17,482	13,840	11,945	14,285	17,752	16,309	11,933	7,709	4,378	2,000	609	108	
習志野市 総数	166,607	7,305	7,443	7,757	8,182	8,742	9,885	11,164	12,825	14,792	13,126	10,341	8,834	9,137	11,010	9,658	7,622	4,913	2,508	1,036	273	54	
男	83,182	3,748	3,775	3,967	4,351	4,722	5,115	5,807	6,633	7,562	6,833	5,324	4,492	4,395	5,183	4,394	3,523	2,152	906	244	49	7	
女	83,425	3,557	3,668	3,790	3,831	4,020	4,770	5,357	6,192	7,230	6,293	5,017	4,342	4,742	5,827	5,264	4,099	2,761	1,602	792	224	47	
八千代市 総数	194,438	8,379	9,417	9,947	9,727	9,317	9,720	11,481	14,266	18,022	15,544	11,962	9,660	11,183	13,530	12,741	9,438	5,805	2,891	1,046	315	47	
男	96,226	4,369	4,819	5,024	5,030	4,623	4,699	5,822	7,167	9,244	8,092	6,208	4,903	5,401	6,313	5,924	4,493	2,667	1,080	285	58	5	
女	98,212	4,010	4,598	4,923	4,697	4,694	5,021	5,659	7,099	8,778	7,452	5,754	4,757	5,782	7,217	6,817	4,945	3,138	1,811	761	257	42	
鎌ヶ谷市 総数	109,601	4,476	4,803	4,877	4,968	5,230	5,613	6,628	7,959	9,781	7,938	6,318	5,690	7,163	8,906	8,064	5,624	3,242	1,524	623	152	22	
男	54,354	2,321	2,399	2,471	2,486	2,552	2,769	3,327	4,162	5,208	4,201	3,249	2,844	3,402	4,198	3,836	2,735	1,432	559	176	24	3	
女	55,247	2,155	2,404	2,406	2,482	2,678	2,844	3,301	3,797	4,573	3,737	3,069	2,846	3,761	4,708	4,228	2,889	1,810	965	447	128	19	
千葉県総数	6,254,359	249,351	266,072	280,270	289,585	314,373	342,478	384,226	442,286	524,946	455,235	385,142	356,418	416,811	471,881	401,749	294,569	201,630	115,088	47,236	12,849	2,164	
男	3,124,007	128,231	136,672	143,679	148,581	163,727	178,568	199,671	229,307	272,577	237,047	198,782	180,792	206,481	229,378	192,370	138,215	85,454	40,237	11,601	2,317	320	
女	3,130,352	121,120	129,400	136,591	141,004	150,646	163,910	184,555	212,979	252,369	218,188	186,360	175,626	210,330	242,503	209,379	156,354	116,176	74,851	35,635	10,532	1,844	

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (平成27年4月1日現在)

4 習志野健康福祉センター(習志野保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日 (平成27年4月1日現在)

区 分	曜日	時 間	備 考
子育て相談	原則第2金曜日	9:30～11:30	予約制
DV相談	【電話相談】 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-475-5966
	【来所相談】 毎週月曜日	9:00～17:00 ※詳細は電話にて	来所相談予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談	【電話相談】 月～金曜日	9:00～17:00	専用電話 047-474-1389
精神保健福祉相談	第1火曜日	14:00～16:00	予約制
	第2火曜日	14:00～16:00	
	第2木曜日	9:30～12:00	
うつ病当事者 ミーティング	奇数月 第2水曜日	14:00～15:30	予約不要
ピアサポート相談	第3火曜日	9:15～12:00	予約制
ピアグループ	第2火曜日	10:00～12:00	予約不要
	最終週水曜日	13:00～15:00	
H I V抗体検査 肝炎ウイルス検査 (B型・C型) 梅毒・クラミジア検査	第1木曜日	13:00～14:00	予約制
	第3木曜日	13:00～14:00	
	第1木曜日(夜間)	17:30～18:15	
腸内細菌検査	原則第1、第3火曜日 ※5～10月までは原則 第1、第2、第3火曜日	9:00～10:30	
結核管理接触者健診	第1水曜日 第3水曜日	13:15～14:15	個人通知
被爆者健診	年2回	個人通知	

5 各種委員会

(1) 習志野健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。

地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5－(1) 運営協議会委員名簿 (平成27年10月26日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
習 志 野 市 長	宮 本 泰 介
八 千 代 市 長	秋 葉 就 一
鎌 ヶ 谷 市 長	清 水 聖 士
千 葉 県 議 会 議 員	佐 藤 正 己
千 葉 県 議 会 議 員	鈴 木 均
千 葉 県 議 会 議 員	石 井 敏 雄
千 葉 県 議 会 議 員	横 山 秀 明
千 葉 県 議 会 議 員	茂 呂 剛
千 葉 県 議 会 議 員	藤 代 政 夫
千 葉 県 議 会 議 員	石 井 一 美
習 志 野 市 医 師 会 長	堀 部 和 夫
八 千 代 市 医 師 会 長	椎 原 秀 茂
鎌 ヶ 谷 市 医 師 会 長	石 川 宏 貴
船 橋 歯 科 医 師 会 副 会 長	尾 崎 隆
習 志 野 市 歯 科 医 師 会 長	栗 原 弘 章
八 千 代 市 歯 科 医 師 会 長	栗 飯 原 靖 司
習 志 野 市 薬 剤 師 会 長	櫛 方 絢 子

八千代市薬剤師会長	秋吉 惠蔵
船橋薬剤師会副会長	岡村 慶一
京葉獣医師会長	桑島 規行
千葉県看護協会船橋地区部会長	光野 清美
習志野市社会福祉協議会長	海寶 嘉胤
八千代市社会福祉協議会長	櫻井 豊
習志野市母子保健推進員の会会長	手塚 勝子
習志野保健所管内食品衛生協会	藤田 修一郎
鎌ヶ谷市食生活改善協議会長	和田 洋子
千葉県美容業生活衛生同業組合習志野支部長	島田 謙一
こころのボランティア・八千代「虹」代表	鶴岡 幸子

(2) 習志野保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

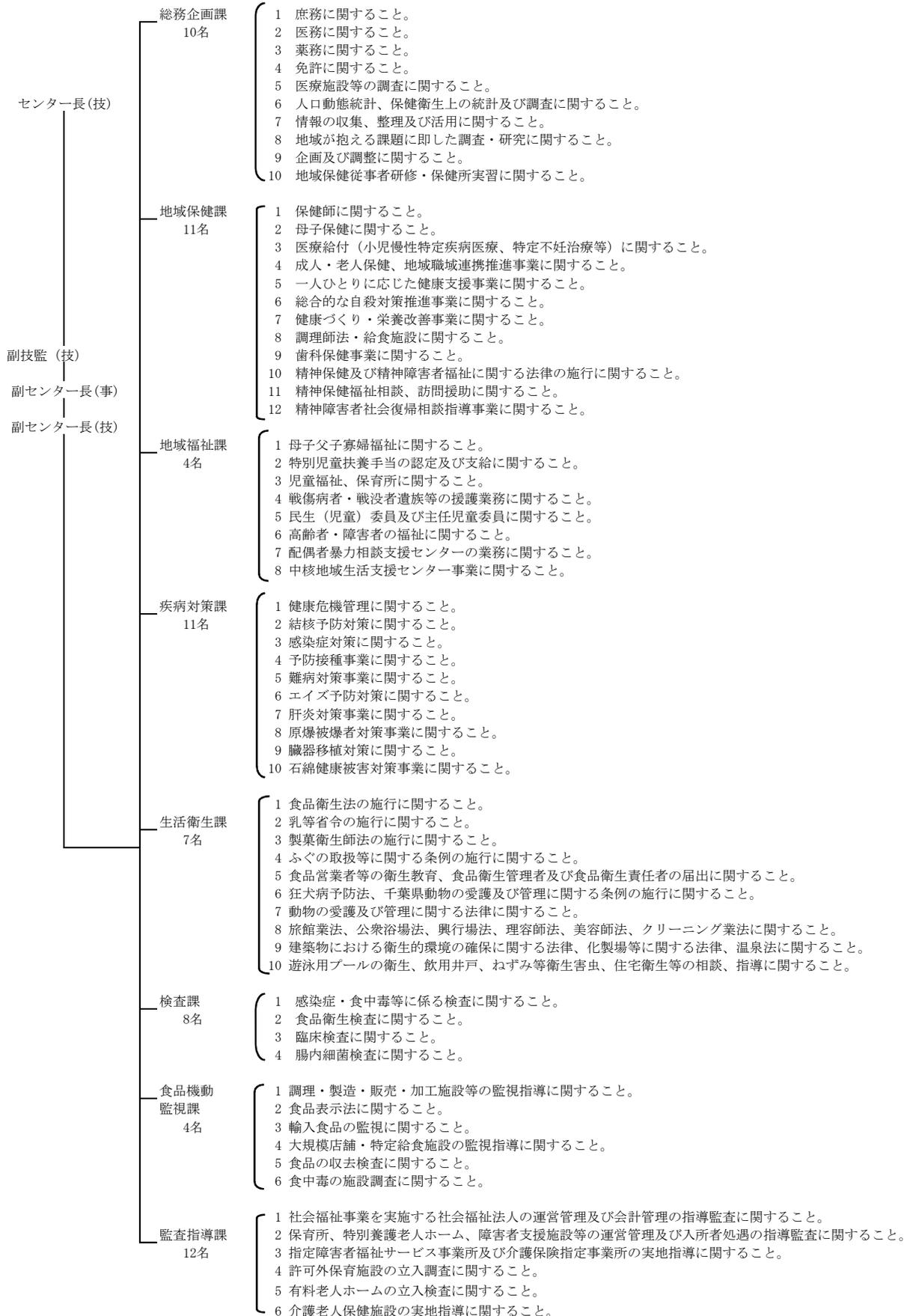
(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5-(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成28年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
公益財団法人ちば県民保健予防財団 総合健診センター長	鈴木 公典
千葉県済生会習志野病院 呼吸器内科医長	黒田 文伸
蒔 田 医 院 院 長	蒔田 順子
嶋 瀬 内 科 ク リ ニ ッ ク 院 長	嶋瀬 順二
習 志 野 市 民 生 ・ 児 童 委 員	麻生 美智子

6 機構及び事務内容



7 職員数及び配置状況

表7 職員配置 (平成27年5月1日現在)

	センター 長 (所長)	副 センター 長 (次長)	総 務 企 画 課	地 域 保 健 課 (課長)	地 域 福 祉 課 (課長)	疾 病 対 策 課 (課長)	生 活 衛 生 課 (課長)	検 査 課 (課長)	食 品 機 動 監 視 課 (課長)	監 査 指 導 課 (課長)	計
合計	1	3	10	11	4	11	8	8	4	12	72
医師	1					1					2
事務		1	4		【1】 4	1				【1】 12	22
薬剤師			2				【1】 6		1		9
獣医師							2		【1】 2		4
保健師		1		3		【1】 8					12
診療放射線技師						1					1
臨床検査技師			1					【1】 8			9
管理栄養士				【1】 3					1		4
精神保健福祉士				4							4
その他の技術職員		1	3	1							5
食品衛生監視員 (再掲)		1					8		4		13
環境衛生監視員 (再掲)	1	1					8				10

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【】内に再計とした。なお、その他の技術職員には看護師2名(総務企画課1、地域保健課1)を含む。